



平成28年4月1日から施行している法律や市の条例

障害者差別解消法

社会の中にある障がいを理由とするさまざまな問題や差別をなくし、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らす社会をつくることを目的としています。

◎不当な差別的取扱いの禁止

地方公共団体や民間事業者などが正当な理由がなく、障がいを理由としてサービスなどの提供を拒否することはできません。

※ただし、個々の状況に応じ正当な理由がある場合には、よく説明し、相手に理解してもらうことが大切です。

不当な差別的取扱いの禁止の例



▲障がいがあることを理由にアパートを貸してくれない(左)、車いすでの入店を断られた(右)

合理的配慮の提供の例



▲手話や筆談への対応(左)、図やイラストを使い分かりやすく説明する(右)

◎合理的配慮の提供

障がいのある方から、何らかの配慮を求められたときには、事業者などの負担になり過ぎない範囲で配慮を行うよう努めなければなりません。※ただし、事業者などにとって費用がかかりすぎる場合などは、よく説明することにより差別になりません。

市は、障害者差別解消法の施行に伴い、今後、職員としての対応すべき事項を定めた『職員対応要領』と『あいサポート運動』の内容を踏まえた『登別市職員における障がいのある方へのサポートブック』を作成し、職員研修を進めていきます。

登別市ぬくもりある手話条例

手話は、音声の聞き取りが困難な方が、手指や体の動き、表情を使って意思を伝え合う言葉として大切に育まれてきました。

また、手話は、『障害者の権利に関する条約』や『障害者基本法』に言語として位置づけられています。

『登別市ぬくもりある手話条例』は、言語である手話の使いやすい環境をつくり、誰もが安心して暮らせるぬくもりある登別市を目指すため制定した条例です。

初心者手話講習会と手話推進支援員養成講座を開催

市は、市内の企業や団体、町内会などを対象とした初心者手話講習会を開催します。講習会は出前方式で行い、日常生活で使うあいさつなどの簡単な手話を学びます。

また、聴覚に障がいのある方の社会参加の促進とコミュニケーションを支援する手話推進支援員の養成講座を平成29年1月から開催します。※詳しくは23ページをご覧ください。

市は、聴覚や言語機能、音声機能などに障がいのある方の日常生活を支援するため、平成27年4月から障がい福祉グループに手話通訳専門員を配置しています。

市や公共機関、団体への手続きや相談、病院受診時のコミュニケーション支援のほか、行事や会議での手話通訳など、個人や団体などからの要請に対応していますので、ご利用ください。

あいサポート運動や手話通訳などに関する問い合わせは
障がい福祉グループ
(☎) 3732・FAX 050
1373018230)